



(3) 訴訟の結果

最高裁判所はGLの上告申立てを棄却いたしました。

4. 今後の見通し

当社としましては、GLが被った損害を最小限に収束すべくあらゆる手段を行使して回収を図っていく所存です。本件はJTAが行った初回の企業再生申立に関するものですが、その後企業再生を4度、破産を2度繰り返す不当な濫訴を行なっているとGLならびに当社は考えており、大きな損害を被っております。初回については通常の訴訟活動であるとして、GLの請求は認められませんでした。そのことは残念ですが、今後の損害賠償請求訴訟においては上記の乱訴の全貌が明らかになっていることから、新たな損害賠償請求を通じてJTAならびに親会社であるJトラスト社に対してその責任を負わせるべく最善を尽くしてまいります。

本件につきまして、公表すべき事項が生じました場合には改めてお知らせいたします。

以 上